

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0219 第 2 号

令和 3 年 2 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対する雇用調整助成金の支給に係る特例措置（第一の三の2及び3に規定する休業等にかかる特例措置は除く。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）が令和三年二月中にされたときは、同年四月三十日まで行うこととする。

二 特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長の定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同項第二号に掲げる区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更等の要請を受けて、新型コロナウイルス感染

症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行った当該期間中の休業等（重点区域にある施設におけるものに限る。以下この二において同じ。）及び当該休業等を行った事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行った当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日（当該期間の末日の属する月の翌月の末日よりも緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日（緊急事態解除宣言が令和三年二月中にされたときは同年四月三十日。以下同じ。）が前にあるときは、緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日）までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、助成率を五分の四（解雇等を行っていない場合は、十分の十）とすること。

三 新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った次に掲げる休業等について、令和三年一月八日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を十分の十とすること。

1 中小企業事業主が行った令和三年一月八日から緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等

2 中小企業事業主以外の事業主が特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域の知事等の要請を受けて行った当該区域について同項第一号に掲げる期間の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末

日までの期間中の休業等

3 中小企業事業主以外の事業主が行う第一の二の休業等

4 中小企業事業主以外の事業主であつて特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当するものが行った令和三年一月八日から緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行し、第一の二については令和三年二月十三日以降に開始した休業等について適用し、第一の三については令和三年一月八日以降に開始した休業等について適用すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。